

移転価格事務運営要領（事務運営指針）新旧対照表

(注) アンダーラインを付した部分は、新設又は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第 1 章 定義及び基本方針 <u>(定義)</u> 1-1 この事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(4) (省略) (5) 移転価格税制 措置法第 66 条の 4 の規定<u>(第 3 項を除く。)</u>をいう。 (6)～(22) (省略) (23) 事前確認 税務署長又は国税局長が、法人が採用する最も合理的と認められる独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容等<u>(以下「独立企業間価格の算定方法等」という。)</u>について確認を行うことをいう。 <u>(24) 事前確認審査 局担当課が行う事前確認の申出に係る審査をいう。</u> <u>(25) 事前相談 事前確認を受けようとする法人が、事前確認の申出前に、事前確認を申し出ようとする独立企業間価格の算定方法等について局担当課（必要に応じて庁担当課及び庁相互協議室を含む。）と行う相談（代理人を通じた匿名の相談を含む。）をいう。</u> <u>(26) 局担当課 国税局課税第二部（金沢、高松及び熊本国税局にあつては、課税部）法人課税課及び沖縄国税事務所法人課税課（以下「局法人課税課」という。）又は東京国税局調査第一部国際情報第二課、大阪国税局調査第一部国際情報課、名古屋国税局調査部国際調査課、関東信越国税局調査査察部国際調査課、札幌、仙台、金沢、広島、高松、</u>	第 1 章 用語の意義及び基本方針 <u>(用語の意義)</u> 1-1 この事務運営指針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。 (1)～(4) (同左) (5) 移転価格税制 措置法第 66 条の 4 の規定をいう。 (6)～(22) (同左) (23) 事前確認 税務署長又は国税局長が、法人が採用する最も合理的と認められる独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容等について確認を行うことをいう。

改 正 後	改 正 前
<u>福岡及び熊本国税局調査査察部調査管理課並びに沖縄国税事務所調査課（以下「局調査課」という。）をいう。</u> <u>(27) 庁担当課 国税庁課税部法人課税課又は国税庁調査査察部調査課をいう。</u> <u>(28) 庁相互協議室 国税庁長官官房国際業務課相互協議室をいう。</u> <u>(29) 連結指針 平成17年4月28日付査調7-4ほか3課共同「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について」（事務運営指針）をいう。</u> （基本方針） 1-2 移転価格税制に係る事務については、この税制が独立企業原則に基づいていることに配慮し、適正に行っていく必要がある。このため、次に掲げる基本方針に従って当該事務を運営する。 (1) (2) 独立企業間価格の算定方法等に関し、法人の申出を受け、また、当該申出に係る相互協議の合意がある場合にはその内容を踏まえ、事前確認を行うことにより、当該法人の予測可能性を確保し、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る。 (3) 移転価格税制に基づく課税により生じた国際的な二重課税の解決には、移転価格に関する各国税務当局による共通の認識が重要であることから、調査又は<u>事前確認審査</u>に当たっては、必要に応じOECD移転価格ガイドラインを参考にし、適切な執行に努める。 <u>（別冊の活用）</u> 1-3	<u>(24) 連結指針 平成17年4月28日付査調7-4ほか3課共同「連結法人に係る移転価格事務運営要領の制定について」（事務運営指針）をいう。</u> （基本方針） 1-2 移転価格税制に係る事務については、この税制が独立企業原則に基づいていることに配慮し、適正に行っていく必要がある。このため、次に掲げる基本方針に従って当該事務を運営する。 (1) (2) 独立企業間価格の算定方法<u>及びその具体的内容等</u>に関し、法人の申出を受け、また、当該申出に係る相互協議の合意がある場合にはその内容を踏まえ、事前確認を行うことにより、当該法人の予測可能性を確保し、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る。 (3) 移転価格税制に基づく課税により生じた国際的な二重課税の解決には、移転価格に関する各国税務当局による共通の認識が重要であることから、調査又は<u>事前確認の審査</u>に当たっては、必要に応じOECD移転価格ガイドラインを参考にし、適切な執行に努める。 （新設）

改 正 後	改 正 前
<u>別冊「移転価格税制の適用に当たっての参考事例集」は、一定の前提条件を置いた設例に基づいて移転価格税制上の取扱いを取りまとめたものである。このため、別冊で取り上げた事例以外の事例があることはもとより、類似の事例であっても、前提条件が異なることにより移転価格税制上の取扱いが異なり得ることに留意の上、これを参考にして当該税制に係る事務を適切に行う。</u> 第2章 調査 (調査に当たり配意する事項) 2-2 国外関連取引の検討は、確定申告書及び調査等により収集した資料等を基に行う。 独立企業間価格の算定を行うまでには、個々の取引実態に即した多面的な検討を行うこととし、例えば次のような<u>方法</u>により、<u>移転価格税制上の問題の有無について検討し、効果的な調査展開を図る。</u> (1) 法人の国外関連取引に係る事業と同種で、規模、取引段階、その他の内容が概ね類似する複数の非関連取引（<u>以下「比較対象取引の候補と考えられる取引」という。</u>）に係る利益率等の範囲内に、国外関連取引に係る利益率等があるかどうかを検討する。 (2) 国外関連取引に係る棚卸資産等が一般的に需要の変化、<u>製品のライフサイクル</u>等により価格が相当程度変動することにより、各事業年度又は連結事業年度ごとの情報のみで検討することが適切でないと認められる場合には、当該事業年度又は連結事業年度<u>の前後</u>の合理的な期間における当該国外関連取引<u>又は比較対象取引の候補と考</u>	第2章 調査 (調査に当たり配意する事項) 2-2 国外関連取引の検討は、確定申告書及び調査等により収集した資料等を基に行う。 独立企業間価格の算定を行うまでには、個々の取引実態に即した多面的な検討を行うこととし、例えば次のような<u>検討方法</u>により、効果的な調査展開を図る。 (1) 法人の国外関連取引に係る事業と同種で、規模、取引段階その他の内容が概ね類似する複数の非関連取引（<u>比較対象取引の候補と考えられる取引</u>）に係る利益率等の範囲内に、国外関連取引に係る利益率等があるかどうかを検討する。 (2) 国外関連取引に係る棚卸資産等が一般的に需要の変化等により価格が相当程度変動することにより、各事業年度又は連結事業年度ごとの情報のみで検討することが適切でないと認められる場合には、当該事業年度又は連結事業年度<u>以前</u>の合理的な期間における当該国外関連取引<u>の対価の額の</u>平均値等を基礎として検討する。

改 正 後	改 正 前
<u>えられる取引の対価の額又は利益率等の平均値等を基礎として検討する。</u> (役務提供) 2-8 役務提供について調査を行う場合には、次の点に留意する。 (1) 役務提供を行う際に無形資産を使用しているにもかかわらず、当該役務提供の対価の額に無形資産の使用に係る部分が含まれていない場合があること。 <u>(注) 無形資産が役務提供を行う際に使用されているかどうかについて調査を行う場合には、役務の提供と無形資産の使用は概念的には別のものであることに留意し、役務の提供者が当該役務提供時に措置法通達 66 の 4(2)-3 の(8)に掲げる無形資産を用いているか、当該役務提供が役務の提供を受ける法人の活動、機能等にどのような影響を与えているか等について検討を行う。</u> (2)	(役務提供) 2-8 役務提供について調査を行う場合には、次の点に留意する。 (1) 役務提供を行う際に無形資産を使用しているにもかかわらず、当該役務提供の対価の額に無形資産の使用に係る部分が含まれていない場合があること。 (2)
(調査において検討すべき無形資産) 2-11 調査において無形資産が法人又は国外関連者の所得にどの程度寄与しているかを検討するに当たっては、<u>例えば、次に掲げる重要な価値を有し所得の源泉となるものを総合的に勘案することに留意する。</u> イ <u>技術革新を要因として形成される特許権、営業秘密等</u> ロ <u>従業員等が経営、営業、生産、研究開発、販売促進等の企業活動における経験等を通じて形成したノウハウ等</u>	(調査において検討すべき無形資産) 2-11 調査において無形資産が法人又は国外関連者の所得にどの程度寄与しているかを検討するに当たっては、<u>特許権、営業秘密等の技術革新に関する無形資産のみならず、例えば、企業の経営、営業、生産、研究開発、販売促進等の活動によって形成された、従業員等の能力、知識等の人的資源に関する無形資産並びにプロセス、ネットワーク等の組織に関する無形資産についてもその検討範囲に含め、これら所得の源泉となるものを総合的に</u>

改 正 後	改 正 前
ハ <u>生産工程、交渉手順及び開発、販売、資金調達等に係る取引網等</u> <u>なお、法人又は国外関連者の有する無形資産が所得の源泉となっている</u> <u>かどうかの検討に当たり、例えば、国外関連取引の事業と同種の事業を営</u> <u>み、市場、事業規模等が類似する法人のうち、所得の源泉となる無形資産</u> <u>を有しない法人を把握できる場合には、当該法人又は国外関連者の国外関</u> <u>連取引に係る利益率等の水準と当該無形資産を有しない法人の利益率等の</u> <u>水準との比較を行うとともに、当該法人又は国外関連者の無形資産の形成</u> <u>に係る活動、機能等を十分に分析することに留意する。</u> <u>(注) 役務提供を行う際に無形資産が使用されている場合の役務提供と無</u> <u>形資産の関係については、2-8(1)の(注)に留意する。</u> (事前確認の申出との関係) 2-21 (1) (2) 調査に当たっては、事前確認の申出を行った法人（以下「確認申出法人」という。）から<u>事前確認審査</u>のために収受した資料（事実に関するものを除く。）を使用しない。ただし、当該資料を使用することについて当該法人の同意があるときは、この限りではない。 第3章 独立企業間価格の算定等における留意点 (差異の調整方法) 3-1 国外関連取引と比較対象取引との差異について調整を行う場合には、例えば次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める方法により行うことがで	勘案することに留意する。 (事前確認の申出との関係) 2-21 (1) (2) 調査に当たっては、事前確認の申出を行った法人（以下「確認申出法人」という。）から<u>事前確認の審査</u>のために収受した資料（事実に関するものを除く。）を使用しない。ただし、当該資料を使用することについて当該法人の同意があるときは、この限りではない。 第3章 独立企業間価格の算定等における留意点 (差異の調整方法) 3-1 国外関連取引と比較対象取引との差異について調整を行う場合には、例えば次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める方法により行うことがで

改 正 後	改 正 前
きることに留意する。 <u>なお、差異の調整は、その差異が措置法第 66 条の 4 第 2 項第 1 号イに規定する対価の額若しくは同号ロ及びハに規定する通常の利益率の算定又は措置法施行令第 39 条の 12 第 8 項第 2 号及び第 3 号に規定する割合の算定に影響を及ぼすことが客観的に明らかである場合に行うことに留意する（措置法第 66 条の 4 第 2 項第 2 号イに掲げる方法において同じ。）。</u> (1)～(4) (省略) <u>(無形資産の使用を伴う国外関連取引に係る比較対象取引の選定)</u> <u>3-2</u> <u>措置法通達 66 の 4 (2)-3 の規定の適用において、法人又は国外関連者が無形資産の使用を伴う国外関連取引を行っている場合には、比較対象取引の選定に当たり、無形資産の種類、対象範囲、利用態様等の類似性について検討することに留意する。</u> (比較対象取引が複数ある場合の独立企業間価格の算定) <u>3-3</u> (利益分割法における共通費用の取扱い) <u>3-4</u> 利益分割法の適用に当たり、法人又は国外関連者の売上原価、販売費及び一般管理費その他の費用のうち国外関連取引及びそれ以外の取引の双方に関連して生じたもの（以下 <u>3-4</u> において「共通費用」という。）がある場合には、これらの費用の額を、個々の取引形態に応じて、例えば当該双方の取引に係る売上金額、売上原価、使用した資産の価額、従	きることに留意する。 (1)～(4) (同左) (新設) (比較対象取引が複数ある場合の独立企業間価格の算定) <u>3-2</u> (利益分割法における共通費用の取扱い) <u>3-3</u> 利益分割法の適用に当たり、法人又は国外関連者の売上原価、販売費及び一般管理費その他の費用のうち国外関連取引及びそれ以外の取引の双方に関連して生じたもの（以下 <u>3-3</u> において「共通費用」という。）がある場合には、これらの費用の額を、個々の取引形態に応じて、例えば当該双方の取引に係る売上金額、売上原価、使用した資産の価額、従

改 正 後	改 正 前
事した使用人の数等、当該双方の取引の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる要素の比に応じて按分し、当該国外関連取引の分割対象利益（措置法通達 66 の 4 (4) - 1 に規定する分割対象利益をいう。以下同じ。）を計算することに留意する。 なお、分割要因（分割対象利益の配分に用いる要因をいう。）の計算を費用の額に基いて行う場合にも、共通費用については上記に準じて計算することに留意する。 （残余利益分割法の取扱い） <u>3-5</u> 措置法通達 66 の 4 (4)-5 に規定する残余利益分割法の適用に当たり、分割対象利益のうち「重要な無形資産を有しない非関連者間取引において通常得られる利益に相当する金額」については、例えば、国外関連取引の事業と同種<u>の事業を営み</u>、市場、事業規模等が類似する法人（重要な無形資産を有する法人を除く。）の事業用資産又は売上高に対する営業利益の割合等で示される利益指標に基づき計算することに留意する。 （取引単位営業利益法における販売のために要した販売費及び一般管理費） <u>3-6</u> <u>（推定による課税を行う場合の留意事項）</u> <u>3-7</u> <u>（1） 措置法施行令第 39 条の 12 第 12 項第 1 号に掲げる方法の適用に当たっては、措置法通達 66 の 4 (4)-1 ないし 66 の 4 (4)-5 を準用することとし、原則として法人及び国外関連者が属する企業集団の財産及び損益</u>	事した使用人の数等、当該双方の取引の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる要素の比に応じて按分し、当該国外関連取引の分割対象利益（措置法通達 66 の 4 (4) - 1 に規定する分割対象利益をいう。以下同じ。）を計算することに留意する。 なお、分割要因（分割対象利益の配分に用いる要因をいう。）の計算を費用の額に基いて行う場合にも、共通費用については上記に準じて計算することに留意する。 （残余利益分割法の取扱い） <u>3-4</u> 措置法通達 66 の 4 (4)-5 に規定する残余利益分割法の適用に当たり、分割対象利益のうち「重要な無形資産を有しない非関連者間取引において通常得られる利益に相当する金額」については、例えば、<u>当該</u>国外関連取引の事業と同種<u>で</u>、市場、事業規模等が類似する法人（重要な無形資産を有する法人を除く。）の事業用資産又は売上高に対する営業利益の割合等で示される利益指標に基づき計算することに留意する。 （取引単位営業利益法における販売のために要した販売費及び一般管理費） <u>3-5</u> （新設）

改 正 後	改 正 前
<u>の状況を連結して記載した計算書類（以下「連結財務諸表等」という。）における国外関連取引に係る事業に係る営業利益又はこれに相当する金額（以下「営業利益等」という。）を同号に規定する要因で分割することにより当該法人及び国外関連者への配分計算を行うことに留意する。</u> <u>(注) 連結財務諸表等において国外関連取引に係る事業に係る営業利益等が他の事業に係る営業利益等と区分されていない場合には、当該国外関連取引に係る事業を含む事業に係る営業利益等に以下のロのイに対する割合を乗じて計算した金額を法人への配分額とすることができる。</u> <u>イ 当該国外関連取引に係る事業を含む事業に係る営業利益等の発生に企業集団が寄与した程度を推測するに足りる要因</u> <u>ロ イのうち当該国外関連取引に係る事業に係るものとして法人が寄与した程度を推測するに足りる要因</u> <u>(2) 措置法施行令第 39 条の 12 第 12 項第 4 号に掲げる方法の適用に当たっては、措置法通達 66 の 4 (5)-1 を準用することに留意する。</u>	
第 4 章 国外移転所得金額等の取扱い (対応的調整に伴い国外関連者に返還する金額がある場合の取扱い) 4-3 相互協議の合意に基づく対応的調整により減額更正を行う場合において、法人が減額される所得金額の全部又は一部を合理的な期間内に国外関連者に対して返還することとし、租税条約実施特例法第 7 条第 1 項((租税条約に基づく合意があつた場合の更正の特例))に規定する更正	第 4 章 国外移転所得金額等の取扱い (対応的調整に伴い国外関連者に返還する金額がある場合の取扱い) 4-3 相互協議の合意に基づく対応的調整により減額更正を行う場合において、法人が減額される所得金額の全部又は一部を合理的な期間内に国外関連者に対して返還することとし、租税条約実施特例法第 7 条第 1 項((取引の対価の額につき租税条約に基づく合意があつた場合の更正の

改 正 後	改 正 前
の請求とともに、次に掲げる内容を記載した書面（「対応的調整に伴う返還に関する届出書」（別紙様式 7））を所轄税務署長（国税局の調査課所管法人にあっては所轄国税局長）に届け出た場合には、その返還することとした金額を当該国外関連者に対する未払金として処理することに留意する。 イ～ト （省略） （注） 第 5 章 事前確認手続 <u>（事前確認の方針）</u> <u>5-1</u> <u>事前確認が移転価格税制に係る法人の予測可能性を確保し、当該税制の適正・円滑な執行を図るための手続であることを踏まえ、我が国の課税権の確保に十分配慮しつつ、事案の複雑性・重要性に応じたメリハリのある事前確認審査を的確・迅速に行う。また、事前確認手続における法人の利便性向上及び事前確認手続の迅速化を図るため、事前相談に的確に対応する。</u> <u>（事前確認の申出）</u> <u>5-2</u> (1)～(2) （省略） (3) 確認申出書の提出部数は、調査課所管法人にあっては 2 部（相互協議を求める場合には、3 部）、調査課所管法人以外の法人にあっては 3 部（相互協議を求める場合には、4 部）とする（以下 <u>5-3</u>、5-8 及び 5-9	特例))に規定する更正の請求とともに、次に掲げる内容を記載した書面（「対応的調整に伴う返還に関する届出書」（別紙様式 7））を所轄税務署長（国税局の調査課所管法人にあっては所轄国税局長）に届け出た場合には、その返還することとした金額を当該国外関連者に対する未払金として処理することに留意する。 イ～ト （同左） （注） 第 5 章 事前確認手続 <u>（新設）</u> <u>（事前確認の申出）</u> <u>5-1</u> (1)～(2) （同左） (3) 確認申出書の提出部数は、調査課所管法人にあっては 2 部（相互協議を求める場合には、3 部）、調査課所管法人以外の法人にあっては 3 部（相互協議を求める場合には、4 部）とする（以下 <u>5-2</u>、5-8 及び 5-9

改 正 後	改 正 前
において同じ。). (資料の添付) <u>5-3</u> 所轄税務署長は、確認申出法人に対し、確認申出書に次に掲げる資料を添付するよう求める。 イ 確認対象取引及び当該確認対象取引を行う組織等の概要を記載した資料 ロ 事前確認を求めようとする独立企業間価格の算定方法及びそれが最も合理的であることの説明を記載した資料 ハ 事前確認を行い、かつ、事前確認を継続する上で前提となる重要な事業上又は経済上の諸条件に関する資料 ニ 確認対象取引における取引及び資金の流れ、確認対象取引に使用される通貨の種類等確認対象取引の詳細を記載した資料 ホ 確認対象取引に係る国外関連者（以下「当該国外関連者」という。）と確認申出法人との直接若しくは間接の資本関係又は実質的支配関係に関する資料 ヘ 確認対象取引において確認申出法人及び当該国外関連者が果たす機能に関する資料 ト チ 当該国外関連者について、その所在地国で移転価格に係る調査、不服申立て、訴訟等が行われている場合には、その概要及び過去の課税状況を記載した資料 リ 事前確認の申出に係る独立企業間価格の算定方法等を確認対象事業年	において同じ。). (資料の添付) <u>5-2</u> 所轄税務署長は、確認申出法人に対し、確認申出書に次に掲げる資料を添付するよう求める。 イ 確認対象取引及び当該確認対象取引を行う組織等の概要 ロ 事前確認を求めようとする独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容等（以下「独立企業間価格の算定方法等」という。）並びにそれが最も合理的であることの説明 ハ 事前確認を行い、かつ、事前確認を継続する上で前提となる重要な事業上又は経済上の諸条件 ニ 確認対象取引における取引及び資金の流れ、確認対象取引に使用される通貨の種類等確認対象取引の詳細 ホ 確認対象取引に係る国外関連者（以下「当該国外関連者」という。）と確認申出法人との直接若しくは間接の資本関係又は実質的支配関係 ヘ 確認対象取引において確認申出法人及び当該国外関連者が果たす機能 ト チ 当該国外関連者について、その所在地国で移転価格に係る調査、不服申立て、訴訟等が行われている場合には、その概要及び過去の課税状況 リ 申出に係る独立企業間価格の算定方法等を確認対象事業年度前3事業

改 正 後	改 正 前
度前3事業年度に適用した場合の結果等確認申出法人が申し出た独立企業間価格の算定方法等を具体的に説明するために必要な資料 又 …………… <u>(注) ト及びリに掲げる資料については、確認対象取引に係る製品のライフサイクル等を考慮した場合に、3事業年度分に係る資料では十分な事前確認審査を行うことができないと認められるときには、局担当課は、確認申出法人に対し、これらに加え、その前2事業年度分に係る資料の提出を求める。</u> (翻訳資料の添付) <u>5-4</u> (確認申出書の補正) <u>5-5</u> 署法人課税部門（税務署の法人税の事務を所掌する部門をいう。以下同じ。）又は局調査課は、収受した確認申出書の記載事項について記載誤り若しくは記載漏れがないかどうか又は <u>5-3</u> に規定する資料の添付の有無等について検討し、不備がある場合には、法人に対して補正を求める。 (確認申出書の送付等) <u>5-6</u>	年度に適用した場合の結果等確認申出法人が申し出た独立企業間価格の算定方法等を具体的に説明するために必要な資料 又 …………… (翻訳資料の添付) <u>5-3</u> (確認申出書の補正) <u>5-4</u> 署法人課税部門（税務署の法人税の事務を所掌する部門をいう。以下同じ。）又は局調査課<u>（東京及び大阪国税局調査第一部国際情報課、名古屋国税局調査部国際調査課、関東信越国税局調査査察部国際調査課、札幌、仙台、金沢、広島、高松、福岡及び熊本国税局調査査察部調査管理課並びに沖縄国税事務所調査課をいう。以下同じ。）</u>は、収受した確認申出書の記載事項について記載誤り若しくは記載漏れがないかどうか又は <u>5-2</u> に規定する資料の添付の有無等について検討し、不備がある場合には、法人に対して補正を求める。 (確認申出書の送付等) <u>5-5</u>

改 正 後	改 正 前
署法人課税部門は、収受した確認申出書 2 部（確認申出法人が相互協議を求めている場合には、3 部）を、局法人課税課に<u>速やかに送付し、局法人課税課は、うち 1 部（確認申出法人が相互協議を求めている場合には、2 部）を国税庁課税部法人課税課に、速やかに送付する。</u>局調査課は、収受した確認申出書 1 部（確認申出法人が相互協議を求めている場合には、2 部）を国税庁調査査察部調査課に、速やかに送付する。庁担当課は、確認申出法人が相互協議を求めている場合については、確認申出書 1 部を庁相互協議室に回付する。 （事前確認の申出の修正） 5-8 確認申出法人から事前確認の申出の修正に係る書類の提出があった場合には、署法人課税部門又は局調査課は、<u>5-5 及び 5-6</u> の規定に準じて処理を行う。 （事前確認の申出の取下げ） 5-9 確認申出法人から事前確認の申出の取下書の提出があった場合には、署法人課税部門又は局調査課は、<u>5-5 及び 5-6</u> の規定に準じて処理を行う。 （事前相談） 5-10 <u>（1）局担当課は、法人から事前相談があった場合には、これに応ずる。</u>この場合、局担当課からの連絡を受け、庁担当課（相互協議を伴う事前確	署法人課税部門は、収受した確認申出書 2 部（確認申出法人が相互協議を求めている場合には、3 部）を、局法人課税課（<u>国税局課税第二部（金沢、高松及び熊本国税局においては、課税部）法人課税課及び沖縄国税事務所法人課税課をいう。以下同じ。）を経由して</u>国税庁課税部法人課税課に、局調査課は、収受した確認申出書 1 部（確認申出法人が相互協議を求めている場合には、2 部）を国税庁調査査察部調査課に、速やかに送付する。庁担当課（<u>国税庁課税部法人課税課又は国税庁調査査察部調査課をいう。以下同じ。）</u>は、確認申出法人が相互協議を求めている場合については、確認申出書 1 部を庁相互協議室（<u>国税庁長官官房国際業務課相互協議室をいう。以下同じ。）</u>に回付する。 （事前確認の申出の修正） 5-8 確認申出法人から事前確認の申出の修正に係る書類の提出があった場合には、署法人課税部門又は局調査課は、<u>5-4 及び 5-5</u> の規定に準じて処理を行う。 （事前確認の申出の取下げ） 5-9 確認申出法人から事前確認の申出の取下書の提出があった場合には、署法人課税部門又は局調査課は、<u>5-4 及び 5-5</u> の規定に準じて処理を行う。 （事前相談） 5-6 局担当課（<u>局法人課税課又は局調査課をいう。以下同じ。）</u>は、事前確認を受けようとする法人から事前確認を申し出ようとする独立企業間価格の

改 正 後	改 正 前
認に係る相談にあっては、庁相互協議室を含む。<u>(2)において同じ。</u>)は、原則として、これに加わる。 <u>(2) 局担当課（事前相談に加わる庁担当課を含む。）は、事前相談が事前確認手続における法人の利便性向上及び事前確認手続の迅速化に資することに留意の上、確認申出法人の事前確認の申出に係る事務の軽減及び申出後の事前確認審査の円滑化が図られるよう、次の点に配意して相談に応ずる。</u> イ <u>確認申出書の添付資料の作成要領、提出期限など、事前確認手続に必要な事項を事前相談時に十分に説明する。</u> ロ <u>相談対象の国外関連取引の内容を的確に把握し、事前確認の申出を行うかどうか、どのような申出を行うかについて当該法人が適切に判断できるよう必要な情報の提供に努める。</u> <u>(3) 局担当課は、相談を行おうとする法人が提示又は提出した資料の範囲内で事前相談に応ずる。</u> <u>なお、事前相談の内容に応じ必要となる資料の提示又は提出が無い場合には、当該法人に対し十分な相談に応じることができない旨を説明する。</u> <u>(4) 確認申出法人が確認申出書に5-3に規定する資料の添付を怠った場合には、5-15（4）及び5-15（5）の規定に基づき独立企業間価格の算定方法を事前確認できない旨の通知を行うのであるが、事前相談において、5-3に規定する資料の添付に係る相談があり、確認申出書の提出期限までに当該資料の一部を提出できないことについて相当の理由があると認められる場合には、局担当課は、当該資料の作成に通常要すると</u>	<u>算定方法等について事前確認の申出前に相談（代理人を通じた匿名の相談を含む。）があった場合には、これに応ずる。</u>この場合、局担当課からの連絡を受け、庁担当課（相互協議を伴う事前確認に係る相談にあっては、庁相互協議室を含む。）は、原則として、これに加わる。

改 正 後	改 正 前
<u>認める期間（長期間を要する場合を除く。以下「提出猶予期間」という。）を限度として 5-15（4）及び 5-15（5）に規定する取扱いを行わないことができる。</u> <u>この場合において、局担当課は、相談を行った法人に対し当該資料に係る提出猶予期間を明示するとともに、当該期間中は原則として事前確認審査を保留する旨を説明する。</u> <u>（事前確認審査）</u> <u>5-11</u> 局担当課は、確認申出法人から事前確認の申出があった場合には、次により<u>事前確認審査</u>を行う。 (1) 局担当課は、事前確認の申出を受けた場合には、速やかに<u>事前確認審査</u>に着手し、<u>事案の複雑性・困難性に応じたメリハリのある事前確認審査等を行い、的確・迅速な事務処理に努める。</u>また、庁担当課は、必要に応じ<u>事前確認審査</u>に加わる。 <u>なお、事前確認審査を迅速に進めるためには、確認申出法人の協力が不可欠であることから、その旨確認申出法人に対し理解を求める。</u> (2) 局担当課は、<u>原則として 2-1 及び 2-2 の規定その他の第 2 章及び第 3 章の規定</u>の例により<u>事前確認審査</u>を行う。 なお、<u>事前確認審査</u>は、法人税に関する調査には該当しないことに留意する。 (3) 局担当課は、<u>事前確認審査のため、5-3 に規定する資料以外の資料が必要と認められる場合には、確認申出法人にその旨を説明し、当該資料の提出を求める。</u> <u>なお、事前確認審査の迅速化の観点から、局担当課は、当該資料の作</u>	<u>（事前確認の申出の審査）</u> <u>5-10</u> 局担当課は、確認申出法人から事前確認の申出があった場合には、次により<u>審査</u>を行う。 (1) 局担当課は、事前確認の申出を受けた場合には、速やかに<u>審査に着手する。</u>また、庁担当課は、必要に応じ<u>審査</u>に加わる。 (2) 局担当課は、2-1 及び 2-2 の規定の例により<u>事前確認の申出の審査</u>を行う。 なお、<u>事前確認の申出の審査</u>は、法人税に関する調査には該当しないことに留意する。 (3) 局担当課は、<u>確認申出法人に対し、5-2 に規定する資料のほか、事前確認の申出の審査のために必要と認められる資料の提出を求める。</u>

改 正 後	改 正 前
<u>成等に通常要する期間について当該確認申出法人の事情等を勘案した上で合理的と認められる当該資料の提出期限を設定する。</u> (4) 局担当課は、確認申出法人が申し出た独立企業間価格の算定方法等が最も合理的であると認められない場合には、<u>当該確認申出法人に対し、申出の修正を求めることができる。</u> (5) 庁担当課は、必要に応じ、局担当課に対し<u>事前確認審査の状況等</u>について報告を求める。 (事前確認に係る相互協議) <u>5-12</u> (1) 局担当課は、確認申出法人が事前確認について相互協議の申立てを行っていない場合には、二重課税を回避し、予測可能性を確保する観点から、<u>当該確認申出法人がどのような申出を行うかについて適切に判断できるよう必要な情報の提供等を行い、当該確認申出法人が相互協議を伴う事前確認を受ける意向であると確認された場合には、相互協議の申立てを行うよう勧奨しようする。</u> (2) 局担当課は、法人又は当該国外関連者が外国の税務当局に事前相談又は事前確認の申出を行っていることを把握した場合には、当該法人に対し、我が国にも速やかに事前相談又は事前確認の申出を行うよう勧奨しようする。 (3) 局担当課は、確認申出法人が事前確認について相互協議を求める場合には、確認申出書のほか、平成 13 年 6 月 25 日付官協 1-39 ほか 7 課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）に定める相互協議申立書を提出するよう指導する。 (局担当課又は庁担当課と庁相互協議室との連絡・協議)	(4) 局担当課は、確認申出法人が申し出た独立企業間価格の算定方法等が最も合理的であると認められない場合には、確認申出法人に対し、申出の修正を求めることができる。 (5) 庁担当課は、必要に応じ、局担当課に対し<u>審査状況等</u>について報告を求める。 (事前確認に係る相互協議) <u>5-11</u> (1) 局担当課は、確認申出法人が事前確認について相互協議の申立てを行っていない場合には、二重課税を回避し、予測可能性を確保する観点から、相互協議の申立てを行うよう勧奨しようする。 <u>また、局担当課は、法人又は当該国外関連者が外国の税務当局に事前相談又は事前確認の申出を行っていることを把握した場合には、当該法人に対し、我が国にも速やかに事前相談又は事前確認の申出を行うよう勧奨しようする。</u> (2) 局担当課は、確認申出法人が事前確認について相互協議を求める場合には、確認申出書のほか、平成 13 年 6 月 25 日付官協 1-39 ほか 7 課共同「相互協議の手続について」（事務運営指針）に定める相互協議申立書を提出するよう指導する。 (局担当課又は庁担当課と庁相互協議室との連絡・協議)

改 正 後	改 正 前
<u>5-13</u> 確認申出法人が<u>事前確認</u>について相互協議を求める場合には、局担当課、庁担当課及び庁相互協議室は、必要に応じ協議を行う。 この場合において、局担当課は、<u>事前確認審査</u>を了したときには、庁担当課を通じて事前確認の申出に対する意見を庁相互協議室に連絡し、庁相互協議室は、事前確認の申出に係る相互協議の結果について、庁担当課を通じて局担当課に連絡する。 <u>(事前確認及び事前確認手続を行うことが適当でない場合)</u>	<u>5-12</u> 確認申出法人が<u>確認</u>について相互協議を求める場合には、局担当課、庁担当課及び庁相互協議室は、必要に応じ協議を行う。 この場合において、局担当課は、<u>審査</u>を了したときには、庁担当課を通じて事前確認の申出に対する意見を庁相互協議室に連絡し、庁相互協議室は、事前確認の申出に係る相互協議の結果について、庁担当課を通じて局担当課に連絡する。 (新設)
<u>5-14</u> <u>事前確認審査に当たっては、移転価格税制の適正・円滑な執行を図る観点から、それぞれ(1)又は(2)に定めるところにより適切に対応することに留意する。</u> <u>(1) 例えば、次に掲げるような場合で、事前確認を行うことが適当でない</u> <u>と認められる事前確認の申出については、局担当課は、庁担当課（相互協議を伴う事前確認にあつては、庁相互協議室を含む。）と協議の上、</u> <u>確認申出法人に対して申出の修正等を求め、当該確認申出法人がこれに応じない場合には、事前確認できない旨を当該確認申出法人に説明する。</u> <u>なお、事前相談の内容がイに掲げる場合には、相談を行った法人に対し、上記の内容について説明する。</u> <u>イ 非関連者間では通常行われない形態の取引を確認対象とすること等により、経済上の合理的な理由なく我が国での租税負担が軽減されることとなると認められる場合</u> <u>ロ 確認申出法人が、事前確認審査に必要な情報を提供しない等、当該</u>	

改 正 後	改 正 前
<u>確認申出法人から協力が得られないことにより、事前確認に支障が生じている場合</u> (2) <u>例えば、次に掲げるような場合で、事前確認審査を開始又は継続することが適当でないと認められる事前確認の申出については、局担当課は、庁担当課（相互協議を伴う事前確認にあつては、庁相互協議室を含む。）と協議の上、確認申出法人に対し、事前確認審査を開始又は再開できる時期が到来するまでの間事前確認手続を保留する旨を説明する。</u> イ <u>確認申出法人から、移転価格税制に基づく更正等に係る取引と同様の取引を確認対象とする申出がなされている場合において、当該更正等に係る不服申立ての裁決若しくは決定又は裁判の確定を待って事前確認審査を行う必要があると認められるとき。</u> ロ <u>確認申出法人から、確認対象取引以外の国外関連取引に係る事前確認の申出及び相互協議の申立てがなされている場合において、当該相互協議の合意を待って当該確認対象取引に係る事前確認審査を行う必要があると認められるとき。</u> ハ <u>5-3 トかつこ書きに規定する将来の事業計画、事業予測の資料等のみでは事業活動の実態を把握できないため、確認対象取引に係る取引実績が得られるのを待って事前確認審査を行う必要があると認められるとき。</u> （事前確認審査の結果の通知） 5-15 (1) 局担当課は、相互協議の対象となった申出につき、庁担当課を通じて庁相互協議室から相互協議の合意結果について連絡を受けた場合には、当該合意結果に従い、確認申出法人に対し申出の修正を求める等所要の	（審査結果の通知） 5-13 (1) 局担当課は、相互協議の対象となった申出につき、庁担当課を通じて庁相互協議室から相互協議の合意結果について連絡を受けた場合には、当該合意結果に従い、確認申出法人に対し申出の修正を求める等所要の

改 正 後	改 正 前
処理を行った上で、当該合意結果に基づき事前確認する旨を<u>速やかに</u>所轄税務署長に連絡する。 (2) 局担当課は、相互協議の対象となった申出につき、庁担当課を通じて庁相互協議室から相互協議の合意が成立しなかった旨の連絡を受けた場合には、確認申出法人から申出を取り下げるか又は相互協議によることなく事前確認を求めるかについて意見を聴取し、5-9 又は <u>5-15(3)若しくは 5-15(4)</u>に定める処理を<u>速やか</u>に行う。 (3) 局担当課は、相互協議を求めている申出につき、<u>事前確認審査</u>の結果、申出に係る独立企業間価格の算定方法等が最も合理的であると認められる場合には、当該独立企業間価格の算定方法等を事前確認する旨を<u>速やかに</u>所轄税務署長に連絡する。 (4) 局担当課は、<u>事前確認審査</u>の結果、申出に係る独立企業間価格の算定方法等が最も合理的であると認められない場合、確認申出法人が <u>5-3 に規定する資料の添付を怠った場合、5-11(3)の資料の提出に応じない場合又は 5-14(1)の規定に基づき事前確認できないと判断した場合</u>には、<u>庁担当課（相互協議を伴う事前確認の申出にあつては、庁相互協議室を含む。）と協議の上、当該独立企業間価格の算定方法等を事前確認できない旨を速やかに</u>所轄税務署長に連絡する。 (5) 所轄税務署長は、局担当課から <u>5-15(1)若しくは 5-15(3)又は 5-15(4)</u>の連絡を受け、確認申出法人に対し、「独立企業間価格の算定方法等の確認通知書（別紙様式 3）又は「独立企業間価格の算定方法等の確認ができない旨の通知書」（別紙様式 4）により事前確認する旨又は事前確認できない旨の通知を<u>速やか</u>に行う。	処理を行った上で、当該合意結果に基づき事前確認する旨を所轄税務署長に連絡する。 (2) 局担当課は、相互協議の対象となった申出につき、庁担当課を通じて庁相互協議室から相互協議の合意が成立しなかった旨の連絡を受けた場合には、確認申出法人から申出を取り下げるか又は相互協議によることなく事前確認を求めるかについて意見を聴取し、5-9 又は <u>5-13(3)若しくは 5-13(4)</u>に定める処理を行う。 (3) 局担当課は、相互協議を求めている申出につき、<u>審査</u>の結果、申出に係る独立企業間価格の算定方法等が最も合理的であると認められる場合には、当該独立企業間価格の算定方法等を事前確認する旨を所轄税務署長に連絡する。 (4) 局担当課は、<u>審査</u>の結果、申出に係る独立企業間価格の算定方法等が最も合理的であると認められない場合、確認申出法人が <u>5-2 の資料の添付を怠った場合又は 5-10(3)の資料の提出に応じない場合</u>には、当該独立企業間価格の算定方法等を事前確認できない旨を所轄税務署長に連絡する。 (5) 所轄税務署長は、局担当課からの<u>審査結果</u>の連絡を受け、確認申出法人に対し、「独立企業間価格の算定方法等の確認通知書（別紙様式 3）又は「独立企業間価格の算定方法等の確認ができない旨の通知書」（別紙様式 4）により事前確認する旨又は事前確認できない旨の通知を行う。
(事前確認の効果)	(事前確認の効果)

改 正 後	改 正 前
5-16 所轄税務署長は、<u>5-15(5)の事前確認する旨の通知を受けた法人（以下「確認法人」という。）</u>が確認事業年度において事前確認の内容に適合した申告を行っている場合には、<u>事前確認を受けた国外関連取引（以下「確認取引」という。）</u>は独立企業間価格で行われたものとして取り扱う。 <u>なお、事前確認時に既に経過した確認対象事業年度がある場合において、当該確認対象事業年度に係る申告を事前確認の内容に適合させるために確認法人が提出する修正申告書は、国税通則法第 65 条（過少申告加算税）第 5 項に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」には該当しないことに留意する。</u> （報告書の提出） 5-17 所轄税務署長は、<u>確認法人</u>に対し、<u>確認取引</u>に係る各事業年度（以下「確認事業年度」という。）の確定申告書の提出期限又は所轄税務署長があらかじめ定める期間内に、次の事項を記載した報告書を提出するよう求める。 なお、報告書の提出部数は、調査課所管法人にあっては、2 部、調査課所管法人以外の法人にあっては、3 部とする。 イ～ハ （省略） ニ 確認取引の結果が事前確認の内容に適合しなかった場合に、確認法人が行った <u>5-19</u>に規定する価格の調整の説明 ホ～ヘ （省略）	5-16 所轄税務署長は、<u>確認法人</u>が確認事業年度において事前確認の内容に適合した申告を行っている場合には、<u>確認取引</u>は独立企業間価格で行われたものとして取り扱う。 （報告書の提出） 5-14 所轄税務署長は、<u>事前確認の通知を受けた法人（以下「確認法人」という。）</u>に対し、<u>事前確認を受けた国外関連取引（以下「確認取引」という。）</u>に係る各事業年度（以下「確認事業年度」という。）の確定申告書の提出期限又は所轄税務署長があらかじめ定める期間内に、次の事項を記載した報告書を提出するよう求める。 なお、報告書の提出部数は、調査課所管法人にあっては、2 部、調査課所管法人以外の法人にあっては、3 部とする。 イ～ハ （同左） ニ 確認取引の結果が事前確認の内容に適合しなかった場合に、確認法人が行った <u>5-17</u>に規定する価格の調整の説明 ホ～ヘ （同左）

改 正 後	改 正 前
(報告書の取扱い) <u>5-18</u> (1) 確認法人から、<u>5-17</u>に定める報告書の提出があった場合には、署法人課税部門又は局調査課は <u>5-5</u> 及び <u>5-6</u> の規定に準じて処理を行う。 (2) 局担当課は、報告書等から、事前確認の内容に適合した申告が行われているかどうかを検討する。 <u>報告書等の検討は、法人税に関する調査に該当することに留意し、局担当課は、報告書等の検討に際してその旨を確認法人に説明する。また、局担当課は、報告書等を検討した結果、事前確認の内容に適合した申告が行われておらず、所得金額が過少となっている事実が判明した場合には、確認法人に対し、検討の結果及び修正申告書の提出が必要となる旨を説明する。</u> <u>(注) 局担当課による報告書等の検討のための確認法人への臨場又は上記事実の指摘等によって当該確認法人が局担当課による報告書等の検討があったことを了知したと認められる以前に、当該事実が判明したことにより、5-19(2)ロの規定に基づいて当該確認法人が自主的に修正申告書を提出する場合には、当該修正申告書は、国税通則法第 65 条（過少申告加算税）第 5 項に規定する「更正があるべきことを予知してされたもの」には該当しない。</u> <u>なお、「更正があるべきことを予知してされたもの」に該当するかどうかは、平成 12 年 7 月 3 日付課法 2-9 ほか 3 課共同「法人税の過少申告加算税及び無申告加算税の取扱いについて」（事務運営指針）に基づき判断する。</u> <u>(3) 局担当課は、必要に応じ、報告書等の検討結果を庁担当課に報告し、相互協議の合意が成立した事案について、庁担当課を通じて検討結果を</u>	(報告書の取扱い) <u>5-15</u> (1) 確認法人から、<u>5-14</u>に定める報告書の提出があった場合には、署法人課税部門又は局調査課は <u>5-4</u> 及び <u>5-5</u> の規定に準じて処理を行う。 (2) 局担当課は、報告書等から、事前確認の内容に適合した申告が行われているかどうかを検討する。 <u>なお、局担当課は、必要に応じ、庁担当課に検討結果を報告し、相互協議の合意が成立した事案について、庁担当課を通じて検討結果を庁相</u>

改 正 後	改 正 前
庁相互協議室に連絡する。 (価格の調整) <u>5-19</u> (1) (2) 局担当課は、確認法人のその事前確認に係る価格の調整（以下「補償調整」という。）について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる処理を行うよう指導する。 イ～ハ （省略） ニ 確認法人は、確認事業年度に係る確定申告後に、確定申告が相互協議の合意が成立した事前確認の内容に適合していないことにより、所得金額が過大となっていたことが判明した場合には、補償調整に係る相互協議の合意内容に従い、<u>租税条約実施特例法第7条第1項に基づき更正の請求を行うことができる。</u>	互協議室に連絡する。 (価格の調整) <u>5-17</u> (1) (2) 局担当課は、確認法人のその事前確認に係る価格の調整（以下「補償調整」という。）について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる処理を行うよう指導する。 イ～ハ （同左） ニ 確認法人は、確認事業年度に係る確定申告後に、確定申告が相互協議の合意が成立した事前確認の内容に適合していないことにより、所得金額が過大となっていたことが判明した場合には、補償調整に係る相互協議の合意内容に従い、<u>租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に基づき更正の請求を行うことができる。</u>
(事前確認の改定) <u>5-20</u> 確認法人から、確認事業年度のうちのいずれかの事業年度において、事前確認を継続する上で前提となる重要な事業上又は経済上の諸条件等について事情の変更が生じたことにより改定の申出がなされた場合には、5-1 から <u>5-19</u> までの規定に準じて所要の処理を行う。	(事前確認の改定) <u>5-18</u> 確認法人から、確認事業年度のうちのいずれかの事業年度において、事前確認を継続する上で前提となる重要な事業上又は経済上の諸条件等について事情の変更が生じたことにより改定の申出がなされた場合には、5-1 から <u>5-17</u> までの規定に準じて所要の処理を行う。
(事前確認の取消し) <u>5-21</u>	(事前確認の取消し) <u>5-19</u>

改 正 後	改 正 前
(1) 局担当課は、次のイからハまでに該当する場合には当該事実の発生した事業年度以後の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）について、ニに該当する場合には確認事業年度について、事前確認を取り消す旨を所轄税務署長に連絡する。 イ 確認法人が <u>5-20</u> に規定する事情が生じたにもかかわらず事前確認の改定の申出を行わなかった場合 ロ …………… ハ 確認法人が <u>5-17</u> に規定する報告書を提出しなかった場合又は報告書に重大な誤りがあった場合 ニ …………… (2)～(4) (省略)	(1) 局担当課は、次のイからハまでに該当する場合には当該事実の発生した事業年度以後の事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）について、ニに該当する場合には確認事業年度について、事前確認を取り消す旨を所轄税務署長に連絡する。 イ 確認法人が <u>5-18</u> に規定する事情が生じたにもかかわらず事前確認の改定の申出を行わなかった場合 ロ …………… ハ 確認法人が <u>5-14</u> に規定する報告書を提出しなかった場合又は報告書に重大な誤りがあった場合 ニ …………… (2)～(4) (同左)
(事前確認の更新) <u>5-22</u> 確認法人から事前確認の更新の申出がなされた場合には、5-1 から <u>5-21</u> までの規定に準じて所要の処理を行う。ただし、事前確認の更新の申出は、原則として確認対象事業年度開始の日の前日までに、確認申出書を法人の納税地の所轄税務署長に提出することにより行うものとする。	(事前確認の更新) <u>5-20</u> 確認法人から事前確認の更新の申出がなされた場合には、5-1 から <u>5-19</u> までの規定に準じて所要の処理を行う。ただし、事前確認の更新の申出は、原則として確認対象事業年度開始の日の前日までに、確認申出書を法人の納税地の所轄税務署長に提出することにより行うものとする。
(確認対象事業年度前の各事業年度への準用) <u>5-23</u> 確認申出法人から確認対象事業年度における独立企業間価格の算定方法等を確認対象事業年度前の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下 <u>5-23</u> において同じ。）に準用したい旨の申出があった場合において、その事前確認の申出が相互協議の申	(確認対象事業年度前の各事業年度への準用) <u>5-21</u> 確認申出法人から確認対象事業年度における独立企業間価格の算定方法等を確認対象事業年度前の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度。以下 <u>5-21</u> において同じ。）に準用したい旨の申出があった場合において、その事前確認の申出が相互協議の申

改 正 後	改 正 前
立てを伴うものであって、当該独立企業間価格の算定方法等が確認対象事業年度前の各事業年度においても最も合理的と認められるときは、<u>5-15</u>、<u>5-16</u>、<u>5-19</u> 及び <u>5-21</u> の規定に準じて所要の処理を行う。	立てを伴うものであって、当該独立企業間価格の算定方法等が確認対象事業年度前の各事業年度においても最も合理的と認められるときは、<u>5-13</u>、<u>5-16</u>、<u>5-17</u> 及び <u>5-19</u> の規定に準じて所要の処理を行う。
(本支店間取引への準用)	(本支店間取引への準用)
<u>5-24</u> 法施行令第 176 条第 1 項第 7 号に掲げる事業を行う法人の我が国に所在する支店と当該法人の国外にある本店又は支店との間の取引について、当該本店が所在する国の税務当局から事前確認に類する申出に係る相互協議の申入れがあり、かつ、当該我が国に所在する支店が事前確認の申出に準じた申出を行う場合には、5-1 から <u>5-23</u> までの規定に準じて所要の処理を行う。	<u>5-22</u> 法施行令第 176 条第 1 項第 7 号に掲げる事業を行う法人の我が国に所在する支店と当該法人の国外にある本店又は支店との間の取引について、当該本店が所在する国の税務当局から事前確認に類する申出に係る相互協議の申入れがあり、かつ、当該我が国に所在する支店が事前確認の申出に準じた申出を行う場合には、5-1 から <u>5-21</u> までの規定に準じて所要の処理を行う。
(法人が連結グループに加入等した場合の取扱い)	(法人が連結グループに加入等した場合の取扱い)
<u>5-25</u> (1) (2) (1)の連結親法人からその納税地の所轄税務署長に対し、(1)に定める届出書の提出があった場合には、当該税務署長は、当該届出書の写しをその連結加入等法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に送付し、署法人課税部門又は局調査課は <u>5-5</u> 及び <u>5-6</u> の規定に準じて処理を行う。また、相互協議を求めているものについては、庁担当課は届出書 1 部を庁相互協議室に回付する。 (3) (1)の連結親法人から(1)に定める届出書の提出があった場合のその連結加入等法人に係る事前確認については、当該連結親法人からその納税地の所轄税務署長に対し、連結指針 <u>5-2</u> に規定する事前確認の申出が	<u>5-23</u> (1) (2) (1)の連結親法人からその納税地の所轄税務署長に対し、(1)に定める届出書の提出があった場合には、当該税務署長は、当該届出書の写しをその連結加入等法人の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に送付し、署法人課税部門又は局調査課は <u>5-4</u> 及び <u>5-5</u> の規定に準じて処理を行う。また、相互協議を求めているものについては、庁担当課は届出書 1 部を庁相互協議室に回付する。 (3) (1)の連結親法人から(1)に定める届出書の提出があった場合のその連結加入等法人に係る事前確認については、当該連結親法人からその納税地の所轄税務署長に対し、連結指針 <u>5-1</u> に規定する事前確認の申出が

改 正 後	改 正 前
なされたものとして、その後については連結指針 5-1 から <u>5-25</u> までの規定を適用する。 <u>別 冊 移転価格税制の適用に当たっての参考事例集</u>	なされたものとして、その後については連結指針 5-1 から <u>5-23</u> までの規定を適用する。 (新設)